

令和3年10月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年10月25日（月）

議 事 録

会 議 名 令和3年10月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年10月25日（月）

開会時刻 午前 9時30分

閉会時刻 午前11時30分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 蓮見 紳一

戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 15 名

欠席委員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

議事録署名 齋藤誠一 齋藤 勝明

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年10月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全11名の出席でございます。

推進委員も全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和3年10月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、齋藤誠一委員、齋藤勝明委員を指名しますので、よろしく申し上げます。ここで暫時休憩します。

（9：37休憩）

（〇〇〇〇委員退席）

（9：38再開）

議長

休憩を解いて、会議を再開します。第1号議案内の除外案件10番につきましては、〇〇〇〇委員が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。議事には加わらないこととなります。

はじめに、第1号議案、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号17番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、町より農業委員会に対して、農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものでございます。それでは、関係資料をご覧ください。

1枚目は、農業振興地域図に除外箇所を落としております・

2枚目は計画変更理由書になっております。住宅敷地2件、農家住宅敷地1件、駐車場敷地1件、潮騒置場敷地2件、自動車整備工場敷地1件、移動通信基地局敷地1件、農業用施設用地1件が農用地区域内に立地することが余儀なくされたため、農用地利用計画の変更を行うものであります。9件の合計5619.47㎡の異動となります。2枚目は、除外案件の総括表となっております。

今回の除外案件ですが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の面から、関係資料の詳細な説明については割愛させていただきます。

案件の説明の前に、除外の審査基準について、簡単に説明させていただきます。

審査基準には5の要件（除外の5要件）がございます。

1. 必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - ・具体的な事業計画であること
 - ・必要性及び緊急性が認められること
 - ・必要とされる面積が過大でないこと
 - ・農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
2. 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除に支障が生じるおそれがないこと
 - ・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがないこと
3. 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・認定農業者等が目指す農業経営に支障が生じるおそれがないこと
 - ・認定農業者等の経営する農用地の集団化が損なわれるおそれがないこと
4. 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・農業用施設の分断や毀損により、災害の発生が予想されないこと
 - ・土砂等の流入により、農業用排水路の停滞等が予想されないこと
5. 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

以上のとおりとなっております。

それでは、5件の除外案件について順次説明いたします。

一つ目の赤いタグをめぐってください。

事案番号5番。事業計画者は〇〇〇〇〇〇〇〇。土地所有者は〇〇〇〇。転用用途は資材置場。権利関係は所有権移転。申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、419㎡。場所については、資料2ページに案内図がございますが、浅間神社の南、申請地と示したところとなります。現地は

除草がされており適正に管理されております。当該土地を選定した理由ですが、事業計画者は申請地の隣接地を資材置場として利用しており、事業量の増加や作業効率を向上させるため、敷地拡張を計画し本申請地を選定した。また、除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第1種農地に区分され、原則農地転用は許可できない地域ですが、不許可の例外規定である既存の施設の拡張に該当します。必要性については既存の資材置場ではストックする量に限界があり拡張する必要性は認められる。代替性についても既存資材置場の隣接地は妥当と判断いたしました。

続きまして、2つめの赤いタグをめくってください。

事案番号6番。事業計画者は〇〇〇〇。土地所有者は本人で〇〇〇〇。転用用途は住宅敷地。権利関係の移転等はありません。資料には誤って賃貸借権設定と記載されております。申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇番〇の一部、1487㎡のうち1139㎡。場所については、資料2ページにあるよう〇〇〇の〇側、斜線で示したところです。当該地を選定した理由と経緯ですが、事業計画者の住居地が〇〇〇〇〇〇〇の沿線に位置し公共事業の対象地になったため、埼玉県と土地売買契約を締結、引き渡すことになり、自己所有している本申請地を移転先として選定した。また、除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種農地に区分され、必要性については既存の住宅敷地とほぼ同等の面積であること。代替性についても生活環境が変わらない近接の本申請地は妥当と判断いたしました。なお、事業計画者の〇〇〇〇氏は8月の除外申請後、お亡くなりになっております。町としては8月の除外申請時において除外の5要件は備えており、〇〇氏がなくなった後についても、事業計画において大幅な変更がないところから本申請を変更計画に計上しております。また、埼玉県農林振興センターに確認したところ、公共事業担当の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇氏の相続人で行われる変更契約と農地転用の事業主が一致すれば農地転用の見込みはあるとの回答を得ております。今現在では相続は完了しておらず、県土との変更契約の話は進んでいない状況ですが、各条件が整う方向で調整しております。

続きまして3つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号7番。事業計画者、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇。転用用途、住宅敷地。権利関係、使用賃貸借権。資料には誤って〇〇〇〇〇と記載されております。申出地は〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番の一部、1378㎡のうち350㎡。場所については、2ページは案内図です。〇〇〇地区の斜線で示したところです。当該地を選定した理由と経緯ですが、事業計画者は現在、〇〇〇〇内で賃貸住宅に住んでいるが手狭になったため、実家の近くで〇〇所有の農地で自己用住宅の建築を計画。除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種農地に区分され、必要性については事業計画者の希望する駐車スペース、自転車置き場、玄関アプローチ等の面積は妥当である。代替性についても実家の隣接地で妥当と判断される。

続きまして4つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号8番。事業計画者、〇〇〇〇。土地所有者、事業計画者本人。転用用途、駐車場敷地。権利関係、なし。土地の表示、〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外2筆、合計492㎡。場所については、資料2ページにあるように、〇〇〇の〇、斜線で示したところです。当該地を選定した理由と経緯ですが、〇〇〇〇〇〇〇の来客数の増加や従業員の増加に伴い駐車場のスペースを拡張する必要がある。必要台数を満たせる自己所有の隣接農地を選定した。除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種農地に区分され、必要性については、満車状態となる時間帯で必要とする駐車台数としては妥当。代替性についても〇〇〇〇〇〇〇の隣接地は妥当と考える。

用用途、農業用施設用地。権利関係、なし。土地の表示、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇、776㎡。場所については、資料の2ページをご覧ください。〇〇〇の東、斜線で示したところです。この案件は先ほどまでの農振農用地から除外するものではなく、農業用施設用地への用途の変更になります。内容といたしましては、申出人は申請地を農地として育苗等を行っておりますが、〇〇〇や〇〇〇に点在している農機具を集約し農業基地として整備し営農効率の向上を図りたいと考え、農機具を格納し、出荷調整作業ができる施設の設置を計画しました。用途の変更計画後は5条の農地転用の申請により地目が非農地となり農地法の規制がなくなります。農振法の規制は残ります。農業用施設用地以外の利用する際には除外の手続きが必要となります。

各案件については、さいたま農林振興センター並びに町都市計画課と、農地転用及び開発の見込みについて協議をいたしました。その結果、農地転用、開発共に見込みありであるという回答を得ております。農業委員会として計画変更について意見の有無についてご審議願います。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、各担当委員より補足説明等がありましたら発言をお願いいたします。案件5、6について青木久真委員、渡辺久夫推進委員。案件7について齋藤勝明委員、大島久雄推進委員。案件8、9、11、用途変更案件1、について秋山英章委員、大島久雄推進委員。案件10について加藤幹夫推進委員お願いします。

青木久真委員

昨日、現場を確認してきました。5番について地権者に会って話を聞いたところ、不動産会社に任せていて、事業計画者と不動産会社とで話を進めていたとのこと。場所としては、〇〇〇〇〇〇の既存の資材置場の隣なので拡張としては適切だと思います。6番については、県道予定地として自宅がかかるということで、自身が所有している農地に移転するということを事業計画者に聞いてきました。立地的にも同じ地区内なので最適だと思います。

渡辺久夫推進委員

私も、昨日両案件とも現地を確認してきました。5番の〇〇〇〇〇〇さんは私が所有している土地の隣接地なので以前からその操業状況は知っていますが、本申請地の地権者の先代がなくなってからは、農家をやっていないため、だいぶ荒れてしまって、私も困っていたところでした。今回申請にあたり整備してもらったので良かったのではないかと考えています。6番の方は、現地は草は伸びていなくて、ちゃんと管理されている土地なので、全然問題ないと思います。

齋藤勝明委員

現地はナシをやっている土地ですが、申請している箇所については片づけは始めている状況で、特に問題はありません。

大島久雄推進委員

私も、齋藤委員さんといっしょに現地確認をしましたが、同じ地区で一生懸命やっていたひとで、よく知っているんですけど、現地を見ると一部のナシは伐採していて準備を始めている様子でした。問題ないと思います。

秋山英章委員

先日の土曜日、大島推進委員さんと一緒に現地確認をしてきました。8番ですが、いままで駐車場として使っていたところの増設ということで問題はないと思います。9番ですが、もともトナシ畑で見通しのいいほ場でした。そこに整備工場が建つということで、交差点の見通しが心配されます。細い道に面していて、近くの保育所の送り迎えの車が通行するので、フェン

すがどういったものなのか気になりますが、自動車整備工場の建築自体は問題ないと思います。11番ですが、隣がすでに資材置場で高いフェンスがあります。もともと作付けされていない土地で、両隣が資材置場なので、問題ないと思います。用途変更の1番ですが、事業計画者が収穫した作物の出荷調整するスペースとして利用してましたが、使いやすいように施設を整備するのは良いことだと思います。問題ないと思います。

大島久雄推進委員

私も23日に秋山委員さんと現地を見たんですけど、9番、11番ともフェンスなどで見通しが悪くなるのが心配されます。網のフェンスなどだといと思います。用途変更の1番については、今現在もきれいに肥料袋や資機材を管理しているので、施設を整備してより効率よく作業できるのであればいいと思います。

加藤幹夫推進委員

選定理由については、理由書のとおりです。また、自宅の前なので問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。加藤委員。

加藤泰三委員

11番の案件ですが、交通安全について周辺住民に周知して事故等ないようにしてもらいたい。また、リサイクル業ということなので資材の管理を適正にしていきたい。

議長

各案件とも、事業実施後の前面道路の見通しについて懸念されますので、農地転用申請時に事務局から指導等お願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。計画変更について異存なしとすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、計画変更について、異存なしとすることに決定いたしました。暫時休憩します。

(10:19休憩)

(〇〇〇〇委員復席)

(10:20再開)

議長

休憩をといて会議を再開します。次に、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号23番を議といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号23番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号18番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西、松福寺の道

を挟んだところで申請地と示しているところで先月ご審議いただいた〇〇さんの案件の隣になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇の〇〇に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になり、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから9ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料10ページから15ページは資金調達計画書、見積書、融資証明書、融資貸付者の印鑑証明書、残高証明書になります。

資料16、17ページは住民表。

資料18、19ページは印鑑証明書。

資料20ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約250mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の小林久夫委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

小林久夫委員

現地を確認してきました。隣接している土地はすべて宅地になっており、申請地もきれいに管理しており、問題はないと思います。

議長

本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等ありましたら、お願いします。

加藤幹夫推進委員

私も現地を見てきましたが、過去に農地転用が隣接地に出ていた案件で今回も問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、23番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。ここで暫時休憩します。

(10:35休憩)

(〇〇〇〇委員退席)

(10:45再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。第2号議案番号24番につきましては、〇〇〇〇委員が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。議事には加わらないこととなります。次に、番号24番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号24番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん夫婦が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号24番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西、〇〇〇の前の道を北にすすんだ申請地としめしているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇に賃貸アパート暮らしをしているが、子供の成長に伴い手狭になり、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4、5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから11ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料12ページから18ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料19ページは現在住んでいる家の賃貸借契約書。

資料20ページは住民表。

資料21から22ページは印鑑証明書。

資料23ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約320mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回

答をいただいております。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の白幡武悟委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

白幡武悟委員

先日、現地を確認してまいりました。農地パトロールの際に現地を見ていましたが、当時申請地にはうっすら砂利がありましたが、きれいに取り除かれておりました。また、数本オリーブの苗が植わっている状態です。特に問題はないと思います。

議長

本地区担当の細田光一推進委員さん、意見等あればお願いします。

細田光一推進委員

私も現地を確認してきましたが問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、24番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。暫時休憩します。

(10:50 休憩)

(〇〇〇〇委員復席)

(10:51 再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。次に、第3号議案、農地利用集積計画について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものでございます。内容につきましては農用地の利用権設定に関する審議でございます。それでは、事前にお配りしております、関係資料をごらんください。めくっていただきますと、農用地利用集積計画の概要表になります。利用権の内容、期間、耕作者、地権者、筆数の内訳になっております。つづいて、次のページは対象地のリストになっております。新規設定、更新設定の順に記載しております。新規で利用権を設定する土地は9筆、8,961㎡、本年11月19日をもって契約が切、更新を設定する土地は34筆、27,919㎡で新規・再設定合わせて43筆、36,880㎡になります。ここで、今回新規で利用権を設定する案件の中で、初めて設定する農家さんについてご説明いたします。〇〇〇〇、〇〇にあります、〇〇〇〇〇さんでございますが、〇〇〇〇〇〇の会員で、自己所有している農地はございませんが、組合のほ場で営農の実績があり、今回新たに新規就

農者となります。ここまでは従来の利用権設定に係る資料になりますが、次のページをめくっていただきますと、農地中間管理事業に伴う利用権を設定する土地の一覧になります。番号1、2は〇〇〇〇における新規の設定、番号3から76までは、〇〇〇〇における新規の設定になります。筆数は76筆、59,702 m²になります。今回の案件を含めた伊奈町全体での利用権設定の状況でございますが、全体で947筆、748,308 m²、約74.8haとなります。前回の令和3年5月分と比較して、58筆、49,983 m²の増でございます。ただし、こちらの伊奈町全体の筆数、面積には、中間管理で、自分の土地を借り直している分(274筆 204,632 m²)を含んでおりますので、純粹に流動化している状況といたしましては、673筆、543,676 m²、約54.3haとなります。今回の申出人は、権利のある農地すべてを適正に管理耕作しております。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件及び各規準に合致しておりますので、計画は問題ないものと思われます。計画案のとおり決定してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。計画(案)のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、農用地利用集積計画(案)のとおり決定いたしました。続きまして、第4号議案、農用地利用配分計画について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案の適否について意見を求められたものでございます。

内容につきましては先ほどご審議いただいた農地利用集積計画の中で埼玉県農林公社に利用権設定した土地を農地中間管理事業法に基づく借受申出している者に転貸を行う農用地利用配分計画案に関する審議でございます。それでは関係資料をごらんください。先ほどの利用集積計画とレイアウトが似ておりますが、今度は公社から借り受けて実際に耕作される方が記載されております。また、番号3、4番につきましては、令和3年1月より開始した小貝戸地区の農地中間管理事業の中で一部耕作者の変更があったものの再配分計画になっております。本利用配分計画案でございますが、農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行う見込みがあるか等、農林公社から転貸される者の備えるべき要件および各規準に合致しておりますので、計画は問題ないものと思われます。農業委員会として利用配分計画について意見の有無についてご審議願います。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。農用地利用配分計画について異存なしとすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、農用地利用配分計画（案）について異存なしとすることに決定いたしました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしく申し上げます。

中本事務局長

- 会務報告
- 農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

（事務連絡）

- 農地パトロール実施お礼
- 農業経営及び農地利用状況に関する調査依頼

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

11月25日、木曜日役場2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

（11：30閉会）

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年10月25日

会 長

署名委員

署名委員
